

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（１）</p> <p>私たちは先祖代々、南淡町灘地区で生活を営んでいます。近年、若い人は、生活の場を求めて島外に出ていき、住民の高齢化が進み、消防活動に支障をきたし、人形浄瑠璃等の地域芸能の後継者不足、又、里山の維持管理も出来なくなっています。それは、農業では安定した収入がなく、又、近代的な農業に変えていく資金や技術等色々な問題があり、個人で解決できません。</p> <p>このたび森長組の計画している「南淡バイオファーム開発事業」は前々から噂では聞いていましたが、新聞と南淡町の広報で見て、この計画の実現で地域の活性化を期待しています。又、環境影響評価準備書を見せていただきましたが、177haの開発区域のうち、64%を緑地として整備するという思い切った計画に益々、この実現を切望している次第であります。</p> <p>昔、私たちの若い頃の里山は、手入れされ、子供達の遊び場であり、勉強の場でありましたが、今は放置され、竹林は藪となり、森は下草やイバラで人が立ち入ることも出来ず、水害や土砂崩壊の危険が付きまといまいます。準備書の中に住民意見書の内容が記されていますが、その中で、自然の荒廃、軽視、乱開発等とありますが、この意見は私達のように、この地域に住んでいる人ではなく、市内や都市部で職場に恵まれ、便利な生活環境を営んでいる人達で、地域住民を無視しているものと思われてなりません。里山は管理していくものです。そのためにも計画された開発は必要となってきます。</p> <p>私は、地元の優良企業であり、信頼のある森長組が計画しているこの事業に賛同し、地域の発展に協力していきたいと思い、出来るだけ早い実現を願ってやみませんので、地域住民の一人として、意見書を提出させていただきます。</p>	<p>地元企業として、南淡バイオファーム開発事業が地域活性化に寄与出来ることと、従来の農業の課題である自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図っていきたいと考えております。</p> <p>土地利用計画については、事業計画区域 177ha に対して、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計約 112ha（事業計画区域の約 64%）の面積を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しています。</p> <p>なお、残置森林は、里山林の植生が大半を占め、さらにその大部分が放置されてから長年月を経ていることから、荒廃化が進行しています。現状のまま放置が続くとササ類やツル植物の繁茂、常緑樹の侵入等により、多様性が著しく減少し、緑地に期待されている機能・効果を果たせなくなる恐れがあります。このため、本事業では生物生息空間として適切な構造を持つように、ササの伐採、ツル切り、常緑樹の伐採等の整備を計画しています。また、造成森林は、周辺地域の景観との調和等を考慮し、現存植生に近づけていくことを目標に早期の積極的な緑化復元を図ります。このため、緑化に使用する植物は、淡路地域の郷土種を主体とします。したがって、残置森林及び造成森林については、適正な維持管理を行い、地域の里山の再生に努めていきます。</p> <p>このように、地域の皆様に喜んでいただけるバイオファームを早期に建設するため、鋭意努力してまいります。</p>
<p>意見書（２）</p> <p>阿万財産区は、バイオファーム開発用地 177ha のうち 1/4 弱の約 40ha の山林を区域内に所有しております。漁業組合、又地元阿万東町の意向が決定次第当財産区も検討せざるを得ませんが、現在のところ、売却するとも、貸すとも、或いはそのどちらでもないとも議決はしておらず、目下、多方面にわたった問題を勉強中です。</p> <p>次の二点につきまして意見を申し上げますので、ご回答をいただけますなら幸甚です。</p> <p>1. 8月18日開催の南淡バイオファーム開発説明会によりますと、山を切り取り、2000万 m³の土砂を売却してその後、温室による野菜、花卉栽培と販売が主事業とのことでした。</p> <p>不幸にしてこの事業が土取後中止されるよう</p>	<p>1. 過去の事例は、ご指摘のような実体があったことは事実だと思います。</p> <p>しかし、南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるうとも、事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>な事態になった場合、県当局として行政指導で八ヶ山を元に戻すべく勧告する権限があるのでしょうか。</p> <p>当地区（阿万）においては、ゴルフ場開発途中、会社が倒産してしまい、そのまま放置された例が一件（阿万東町）。ツインのリゾートホテル建設がオートキャンプ場と釣り堀になった例が一件（阿万塩屋町）あります。</p> <p>これらを見ましても、企業というのは、経済的な理由で事業を途中で放棄されることがいかなる約束をしても有り得ることが、一番の心配事であり、その場合環境問題など吹っ飛んでしまいます。</p>	<p>討して今回の事業を計画しております。</p> <p>併せて、南淡町と弊社は公正証書による防災協定を締結し、防災工事の施工を確保するための工事保証金を南淡町に預託するよう行政指導を受けております。この預託金は、当該開発事業が完了し、且つ、防災上の保全措置がなされたことが確認された時に、返還されます。</p>
<p>2. 環境影響評価のあらましについては、概ね環境には問題はないとの説明を受けました。</p> <p>ビオファーム開発区域内で、売却に応じない農場所所有者に対して、まとめて農地を造成した区域があります。詳しい面積はわかりませんが、3 ha 前後であろうかと思えます。去年、一昨年、そこから出た泥水で姫田川下流の海浜は死に近づいています。元々、この浜一体は砂地で海草の豊かな所で、天然のワカメ、ヒジキ、トコロテンが多く魚類の産卵場所でありました。</p> <p>わずか3 ha 前後で海が死に近づくの、そのことを調べもせず、環境アセスメントを作成しているのであれば、根底から疑問に思うのです。どうぞ、県当局の現地視察をお願い致します。</p> <p>南淡ビオファーム計画では、区域内の居住者416人、通勤従業員180人と、この人口減少の阿万において新しく雇用も図られるし、うれしいプロジェクトであります。以上二点が気がかりですので、意見書を提出して、不安を解消していただきたいと思えます。</p>	<p>2. 姫田川の濁水についてですが、圃場整備工事に伴い濁水が発生したと聞いております。</p> <p>圃場整備工事は、開発事業に該当しないため、沈砂池や調整池等の防災施設を設置せずに工事が行われたとのこと。今回の開発事業は、森林法及び都市計画法等の技術基準に基づき、土工着手前に調整池を設置し、下流への濁水流出防止を図るよう計画しております。併せて、必要な箇所には仮設沈砂池及び柵工を設置し、濁水流出防止に万全を期すよう計画しております。これらのことから、周辺漁場への影響はほとんどないと考えています。また、過去の事例を調べても、大雨等による濁水で漁業被害が発生したという記録もありません。</p> <p>環境影響評価に伴う現況調査については、平成10年6月に提出した環境影響評価概要書に記載のとおり、水質については、姫田川：3地点、鴨路川：1地点、本庄川：1地点、区域周辺のため池：3地点、本庄川河口地先、姫田川河口地先、残土搬出予定地点のそれぞれの海域各1地点の合計11地点で現況水質調査を6回/年行っております。水質調査は、平常時における河川、ため池、海域の水質の状況を把握することを目的とするため、特異な水質の時（工事等や降雨による濁水が多い時）は調査時期から除外することとされています。なお、本事業においては、工事中の濁水の監視調査を計画し、濁水の発生防止に努めます。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（３）</p> <p>事業計画書、図面、説明を聞いていると完成後の地域活性、経済に多大貢献出来ると思います。不況ムードのなか夢のような話です。</p> <p>環境影響評価のあらましによると、一部動物、植物については消滅、群落変化すると書かれているのが不安です。例えば、カスミサンショウウオは何処の池に移し、何年住ます、サイコクイカリソウは何処へ移植するといった説明がない。</p> <p>調査時期がわからない。図面では進入路、花マーケット地域には小さな溜め池が数個あり、5月～秋にかけて多種類のトンボが多数飛んでいます。</p> <p>残土搬出は棧橋船積みと聞いていますが、この場所は良漁場でしかも少しの天気変化で波浪が高くなり、船積み時の土砂飛散、沈殿、濁り、海草、魚介類、魚の産卵、回遊魚回避等が心配です。</p> <p>177ha と広大な緑を切り、土砂取りを何年もかけて続くと大雨で下流の東、丸田、潮崎にかけての海に汚濁が流れ込む心配がある。</p> <p>一企業でしかも自社工事、期限があって無しに等しい。何らかの事情で工事が長引く、中断となると 177ha もの荒れ地だけが残ることになる。</p> <p>現在の淡路島は島でなくなり、島の背筋を高速道路が走り大変便利になりましたが、島のあちこちで関西空港の埋立土取り場跡が荒れ地になり目立ちます。何等緑の復元処置がとられていないと思う（花博会場だけは別）。一方、漁業は不漁が聞かれ、養殖海苔も栄養不足とかで困っているようです。島の緑がなくなり、海に影響をあたえているとは思いますが少しは影響があると思う。</p> <p>野菜、花工場が主であれば残土を外に出すのを少なくし、工事期間を短縮してはと思う。</p>	<p>貴重な動植物の移植については、現在（平成 12 年 8 月から）、貴重な動植物の生息・生育環境を把握するための詳細調査を区域内で行っており、移植先の環境条件、移植方法等の他、移植後の管理体制及びモニタリング方法等について慎重に検討し、残置森林内における移植適地を決定した後、移植することとしています。なお、貴重な植物については、区域外に仮移植地（圃場）を作り、一旦仮移植し、仮移植期間中にそれぞれの種の生育条件等を精査し、その後、残置森林内の適地に本移植を行うこととしています。また、計画している自然環境創出区域も貴重種の移植を行う場合の受け皿のひとつと考えています。</p> <p>棧橋設置箇所の影響については、棧橋建設の工法の採用にあたっては海底の変質を最小にするため、杭基礎棧橋とします。また、杭の岩礁貫入も静的工法であるボーリング孔明け、差込工法を採用し、潮の流れを大きく阻害する工法や海水を汚濁する工法は採用しません。また、土砂の船積み時の土砂飛散については、土砂の積載量に合わせてシップロダを上下動させることにより土砂の飛散を防止するとともに、棧橋周辺に汚濁防止膜を設置し、濁りの拡散を防止します。</p> <p>また、工事に伴う濁水の流出については、森林法及び都市計画法等の技術基準に基づき、土工着手前に調整池を設置し、下流への濁水流出防止を図るよう計画しております。併せて、必要な箇所には仮設沈砂池及び柵工を設置し、濁水流出防止に万全を期すよう計画しております。なお、本事業の造成工事は平成 13 年度～ 17 年度の約 5 カ年を予定しており、工事中においては、濁水の監視調査をし、濁水の発生防止に努めます。</p> <p>これらのことから、周辺漁場への影響はほとんどないと考えています。なお、過去の事例を調べても、大雨等による濁水で漁業被害が発生したという記録もありません。</p> <p>本事業については、いかなる事があるとも、事業の途中放棄はいたしません。</p> <p>残土量については、事業計画に基づき、野菜工場等の規模及び棟数を決定したことによる最小限の残土量です。なお、造成による環境への負荷を低減するため、事業区域の 64%を残置森林、造成森林、自然環境創出区域として計画しています。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（４）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価のあらましについては、企業に都合の良いことばかり書いてあり、これから起こりうる土の搬出に伴う海については、何も書いていない。 ・ 12年～22年まで土を売って儲けようとしているのが目に見え見えである。 ・ もしこれだけ広い土地を土を取ったまま放っておくと環境が悪くなる。 ・ 誰が考えてもビオファーム計画より、土取り計画を先に出すのが当たり前と思う。 ・ もう一つ心配なのは、計画が通り、ゴーサインが出ると大手に権利売却。 ・ 許可を出す場合、緑を復元出来るよう、土1トンに対して何円とか県に対して提出させ、もし中断すれば許可した県が緑を復元する。 <p>現在でもこの計画の代替地埋立（仁頃）でたいへん海がにごりました。また、近くで山をけずり土砂を取り荒れ地のまま、海へ直接流れるようにしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う濁水の流出については、調整池や沈砂池等の濁水流出防止対策を徹底し、濁水の流出防止に万全を期します。また、残土搬出に伴う海域の汚濁についても、工法の検討や濁りの拡散防止膜の設置等により、汚濁防止に万全を期します。 ・ 土地造成に伴う残土搬出は、平成13年度～17年度の5年間を計画しており、平成18年度から平成22年度にかけてビオファーム建設を行います。なお、造成法面等は、周辺地域の景観との調和等を考慮し、現存植生に近づけていくことを目標に、植栽等による早期の積極的な緑化復元を図ります。 ・ 弊社としては、全国的に事業展開している中で、地元貢献できる農業分野への参画が農村地域を地盤とする弊社の役割であると確信しており、本事業の権利売却などは一切考えておりません。
<p>意見書（５）</p> <p>当会が去る1998年8月1日付で提出した「概要書に対する意見書」への事業者の回答及び当該準備書について、見過ごすことの出来ない重大な問題が散見されますので、淡路島の良好な自然環境を保全する立場から以下の通り意見を述べます。なお開発予定地域は、わが国の猛禽類の中でも危急種にあたる「ハヤブサ」が生息するなど、貴重な動植物をはじめ種類豊かな生態系の宝庫でもあり、且つすばらしい景観を有しており、アメニティゾーンとしての淡路島を守る立場からも本来開発すべき地域でないことは言うまでもありません。当事業の開発中止を含む再考をお願いしておきます。</p> <p>1. 2500万立米の残土処分方法として「概要書」では「関空二期用として有効利用する」と記していましたが、「準備書」では「大阪湾域等の埋立用材として有効利用」と書き換えています。これを推考すれば「関空二期と神戸空港」と読むことが出来、以前よりも拡大表現となっています。また「概要書」の回答で事業者は「残土は2000万立米となり関空と協議中」と答えているのに、本文では何故明記しないのでしょうか。</p> <p>2. もともと本事業は「ビオファーム建設」が主目的ではなく「埋立用土砂の切売りが主目的だ」と当会は懸念するものです。1999年11月7日付朝日新聞の報道では「関空二期の土砂価格、</p>	<p>1. 「準備書」段階では、改変面積の縮小化に伴い、残土処分量は2000万立米に削減しております。</p> <p>残土処分先については、現在、関西空港第二期整備事業も含めて需要は多数あますが、本事業の開発許可の目処が立つまでは、契約締結はできないため、「大阪湾域等の埋立用材として有効利用」という記述に変更しました。</p> <p>2. 弊社としては、全国的に事業展開している中で、地元貢献できる農業分野への参画が農村地域を地盤とする弊社の役割でもであると確信しており、地域の活性化と地域農業への貢献を図</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>1 立米あたり 1800 円前後、大阪府多奈川地区の山林交渉中」となっており、当該事業で計算すると 360 億円もの土砂代収入となります。当該事業の建設費がどの程度かは公開されていませんので収支についての評価はできません。しかし仮にバイオファームが完成されなくても 360 億円の収入だけは確保されることになるのです。もし二兎を追おうとしているとしたら「地域の活性化、農業の貢献」という美辞麗句はまやかしのものとなります。</p>	<p>ることを目的に、本事業の採算を十分検討して計画しております。</p>
<p>3 . 当該事業の説明会を去る 8 月 18 日南淡町公民館で開催され、住民、兵庫県、事業者の三者が集まった場所で住民からいくつかの質問が出されました。その一つに「川の調査をしたとのことだが、現地を見て調査したのか」の質問に対し「現地は見てません」と事業者から調査を委託された業者が正直に答えています。当該準備書は 391 ページ分の本文と 83 ページの資料編からなっていますが、現地調査もされずに編纂したとしたら「詐欺行為」そのものであり信用出来ませんので、一から再調査するか、計画の即時中止をするべきでしょう。いずれにせよ「現地調査していない」という一つの事実が判明した以上、兵庫県当局はなんらかの行政指導をしなければなりません。</p>	<p>3 . 説明会では、『圃場整備工事による姫田川の濁水の状況を見たか』という質問に対して『濁水の状況は見ていない』と回答したものであって、「環境影響評価に伴う現地調査をしていない」ということではありません。</p> <p>環境影響評価に伴う現況調査については、各調査項目について、平成 9 年 9 月から平成 10 年 9 月まで通年にわたって行っており、水質については、姫田川：3 地点、鴨路川：1 地点、本庄川：1 地点、区域周辺のため池：3 地点、本庄川河口地先、姫田川河口地先、残土搬出予定地点のそれぞれの海域各 1 地点の合計 11 地点で現況水質調査を 6 回 / 年行っております。</p>
<p>4 . また、第一次審査意見書で県の環境影響評価審査会は「ハヤブサ、オオタカ、ミサゴ等の猛禽類については、中略、「猛禽類保護の進め方（環境庁）」に準じた生態調査により、営巣場所、繁殖状況、行動範囲等把握すること。」として調査だけを実施せよと指示されていますが、これは失当と言わねばなりません。環境庁の「猛禽類保護の進め方」を見れば調査だけでなく、保護方策を明記しており、計画の変更、規模縮小、中止も検討することになっているのに、なぜ兵庫県の審査会は調査だけで良しとするのでしょうか。</p>	<p>4 . 第 1 次審査意見書は、「概要書」に対する意見です。「概要書」は本事業に係る調査方法、予測方法を記したものであるため、意見は調査方法、予測方法等に関する意見となっています。</p>
<p>5 . 当会としては当地域においてハヤブサの営巣地と繁殖が確認されただけでも、環境庁の保全マニュアル（猛禽類保護の進め方）に従い、当該計画の更なる規模縮小や計画中止を検討すべきである事を強く求めるものです。</p>	<p>5 . 「猛禽類保護の進め方（環境庁）」に準じた生態調査の結果をもとに、当地域におけるハヤブサの保全対策について検討し、準備書に記載しております。</p>
<p>6 . 準備書で環境保全目標や環境影響評価のまとめ、事後監視計画を記載していますが、当該事業者が将来経済状況や様々な要因で事業撤退した時の方策は監督官庁としての兵庫県はどのように措置されるのでしょうか。まもなく花博は</p>	<p>6 . 南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるとしても、事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検討して今回の事業を計画しております。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>終わろうとしています。当地はもともと「ゴルフ場開発」を前提に土砂取りを行い十数年「塩漬け状態」であった事は周知のことです。県などが私達の税金を投入してミチゲーション的な公園を造りましたが、淡路島には荒れ放題の土取り跡地が当会の確認だけでも 7 ~ 10 ケ所あり、当該事業も二の舞になるのではと懸念するところです。</p>	
<p>7 . 当会が提出した意見書の内（準備書 59-60）3 についての回答は問題点をはぐらかす回答であり納得出来ません。当該地域は十数年間、事業者にとっては「塩漬け状態」の土地ですが動植物にはかけがえのない山林です。当該地域は諭鶴羽山系のスカイライン南端に位置し、海岸線は瀬戸内海国立公園に含まれ、ハヤブサも生息するほど淡路島の豊かな自然環境を象徴する地域です。仮に法令や要綱上開発を是とする地域であっても、生き物にとっては人間の傲慢そのものであり迷惑千万でしょう。「地球環境」の理念は地球に生息する全ての生き物を対象にしています。人間の利益追求の為に美辞麗句を並べて遂行しようとする当該事業は乱開発と言わねばなりません。また、事業者は「平成 2 年より環境保全の先進国ドイツに学んでいる云々」（同 59-60）と回答書で答えられていますが、それならば等身大の開発を進める先進国のドイツにならって、当該事業のように大規模開発は直ちに見直すべきでしょう。</p>	<p>7 . 本事業は、地域の活性化と地域農業への貢献を図ることを目的に、新規事業である農業分野への参画を計画したものです。</p> <p>計画にあたっては、将来にわたって持続的に自然を活用するため、良好な生活環境を形成する重要な要素としての自然に配慮していく必要があると考えています。このため、土地利用計画に際しては、全体面積 177ha のうち、森林面積として残置森林 64ha、造成森林 18ha、の計 82ha を計画しており、さらに湿地等の保全や創出を図るため、自然環境創出区域として 30ha を計画し、全体の 64% を緑地として確保することとしています。このように、本事業は、当地域の特性に応じた人と自然の共生を図れる事業であると考えております。</p>
<p>意見書（6）</p> <p>南淡バイオファーム開発事業は、2つの大きな事業に分割して環境アセスを考えるべきです。</p> <p>2000万 m³ と発表されている残土土砂処理は、処理ではなく立派な『土取り販売事業であること』250 ~ 300 億の大きな開発事業と見るべきで、これに関して河川への対応及び海上積込棧橋での海洋汚染について、再度、確かなアセスを考えるべきだと思います。創造については、農場事業は良い事業と評価します。</p> <p>『南淡土取り開発事業環境影響評価準備書』の作成提出を求めます。</p>	<p>工事に伴う濁水の流出については、調整池や沈砂池等の濁水流出防止対策を徹底し、濁水の流出防止に万全を期します。また、残土搬出に伴う海域の汚濁についても、工法の検討や濁りの拡散防止膜の設置等により、汚濁防止に万全を期します。</p> <p>本準備書においては、上記のとおり、工事に伴う濁水の流出及び残土搬出に伴う海域の汚濁についても検討して記載しています。</p> <p>残土処理については、当開発事業の実施に伴って発生する残土であるため、当開発事業と一体のものとして考えて準備書を作成しています。</p>
<p>意見書（7）</p> <p>1 . 当開発には一部、自然保護を口実に開発事業に異論をとる者もいるが、元地権者を含む大抵の地元民は事業に賛同している。町外の便利な所や都市生活を楽しみながら、山村に対しては自然環境とか風景とか、都市にないものを求めようとしている。</p>	<p>地元企業として、南淡バイオファーム開発事業が地域活性化に寄与できることと、従来の農業の課題である自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図り、野菜及び花卉等を安定的に生産し、市場に供給していこうと計画しています。また、</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>2. 神戸市六甲山に至っても、明治の時代に植林され現在の森に至っていると聞く。当地においては、燃料としての山林の価値がなくなり、放置された里山であり、谷間にある田畑は不便なため、減反政策と同時に放置されている農地が大半である。</p> <p>人が手を加え作り出した自然には、明治神宮、大阪万博跡地、小岩井農場の様に、一時期には自然を喪失させるが、人の手を加えたことにより、新たな自然が創出されるものである。</p> <p>情念やイメージだけで自然保護を訴えるのではなく、地域活性化のための新たな農業生産基地として再整備しようとしている事業に大いに期待しています。</p>	<p>土地利用計画については、事業計画区域 177ha に対して、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計約 113ha（事業計画区域の約 64%）の面積を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しています。</p> <p>地域の皆様に喜んでいただける Bioファームを早期に建設するために、鋭意努力してまいります。</p>
<p>意見書（8）</p> <p>この計画書を縦覧して先ず最初に感じた事は、南淡町の民間一企業が近來ない将来を見据えた素晴らしい事業を展開するのだなと思いました。</p> <p>現在の淡路島、特に南淡町に於いて今一番大きい問題は、地域経済をどうするか。もう一つは雇用の確保である。</p> <p>地元経済の中心である、漁業、農業者の平均収入は昨年の漁業者の総収入が平均 200 万円前後で、油代、船の損料等を差引くと 100 万円～150 万円である。農業者の収入をみると平均では漁業者同様 200 万円前後であり、肥料代、農薬代、機械損料等を差引くと 100 万円～150 万円であり、これに伴って公共料金及び税金の滞納をする家庭が増えているのが現実である。月当たり 10 万円見当の収入でどの様に生活していくのか、このままでは漁業、農業の後継者がなくなるのは当然と思われる。さりとて、転業或いは転職するにしても適当な勤め先がない。</p> <p>先述した様に、地域経済、雇用問題が行政の今取り組むべき最優先のテーマだと思います。然し、兵庫県及び南淡町も同様財政難で有効な手段は打たれていない。行政に限度がある分民間が頑張るしかないとは思いますが、どこを見渡しても大不況でこれという名案がない。</p> <p>こういう時、地元企業が果敢に事業展開を計ろうとしているのは、まことに立派な事と思われる。他の事業者も泣き言ばかり言わずこの姿勢を見習うべきである。</p> <p>行政（兵庫県、南淡町）も一部の環境団体の意見の顔色ばかり見た指導は止めて、速やかにこの事業のバックアップを図るべきである。</p> <p>地方経済の現状をしっかりと見据えるべきで、隣国中国の環境配慮より経済優先の工業事情が示す様に、山村地に住む者は霞だけ喰って生きていけない事を肝に命ずべきでないか。</p>	<p>地元企業として、南淡 Bioファーム開発事業が地域活性化に寄与できることと、従来の農業の課題である自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図り、野菜及び花卉等を安定的に生産し、市場に供給していこうと計画しています。</p> <p>地域の皆様に喜んでいただける Bioファームを早期に建設するために、鋭意努力してまいります。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（９）</p> <p>南淡バイオファーム開発事業は、現在見直されつつある生態系の仕組みを生かした有機農業とは対極をなすものではあるが、今後の食料生産の一つの方向を示唆するものでもあるので、計画そのものを全面的に否定するものではない。しかし、予定地の豊かな自然環境を考えると、それらの環境への負荷を極力軽減した土地利用が望まれ、その在り方を科学的に探る一つの手法が本来の環境アセスメント（環境影響評価）である。</p> <p>その環境アセスメントのベースとなるものは、改めて述べるまでもなく地域の特性に合わせた入念な現況調査である。これが不完全であれば適切な保全目標の設定や予測は不可能であり、その評価も無意味なものとなり、結果としてかけがえのない自然を食い潰すことになる。</p> <p>先の概要書の縦覧の際に提出した意見書の中でも述べておいたが、この地域は淡路島南部地域の中でも生態系保全上極めて重要な場所で、ハヤブサやミサゴを頂点とする多様な生物、隣接する自然海岸には貴重な海浜植物群落等々が分布している。従って、事業主体となるものはこれらの価値を十分認識し、これらと共生できるような、いわば生態学に根ざした土地利用を目指して、県の指針を超えた入念な自然環境調査を実施すべきであった。ところが、今回の準備書の内容を見ると、自然環境、特に陸生動物関係の現況調査において、調査方法や調査結果、そしてその予測においても不備が目につく。</p> <p>1．先ず、県の指針を超えた入念な調査が必要であることは先の意見書でも指摘しておいたが、年2～3回程度の調査で今回のような自然環境が豊かな地域の動物相を把握し、評価を下すには大いに無理がある。特に昆虫類の調査では当方がこれまで把握している情報の中で、当然この地域に分布しなければならない種が多数欠落していたり（例えばクロシオキシタバ - 県RDB Cランク - ほか）、明らかに誤同定と思われる種（資料編 p.63 サツマシジミほか）も複数含まれている。</p> <p>2．しかも、これら誤同定と思われる種（資料編 p.63 サツマシジミほか）の大半はこれまで県下あるいは淡路島からほとんど記録のないものであり、これらは同定の如何に関わらず準備書に取り上げる限りは、その希少性故にその本文中にRDB掲載種に準じるレベルのものとして特記すべきである。ところが準備書の本文中には</p>	<p>1．陸生動物等の調査内容等は、「環境影響評価指針」に準じるとともに、第一次審査意見書の内容（調査等の項目、方法、範囲、調査にあたっての留意すべき事項）を十分踏まえて実施しました。なお、クロシオキシタバについては「淡路島版レッドデータブック」によると南淡町北部での分布が示されていますが、計画区域での分布は示されていません。また、平成3～4年度及び平成9～10年度の現地調査でも確認されませんでした。サツマシジミについては平成10年6月に計画区域内で確認しており、2個体の標本を保管しています。本種は南方系の種で、現在分布が北進中です。近隣の大阪では近年、泉佐野市付近で確認できるようになっています。</p> <p>2．貴重な動物種の抽出にあたっては、「兵庫県版レッドデータブック」や「日本の絶滅のおそれのある野生生物（環境庁）」をベースに選定しました。また、計画地の地域的な特性を考慮するため、「淡路島版レッドデータブック」に記載されている種についても考慮しました。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>そのような記述は何ら見られない。これは単なるミスでなく、アセスメントに必要な地域的な視点の欠如を示すものである。</p>	
<p>3 . さらに、前回 (H.3 ~ 4) の調査で記録された誤同定と思われる種を、何ら検討を加えることなく今回もそのまま引用している箇所 (p.234,238 他クロヒカゲモドキ - 県 RDB B ランク - 他) も見られる。また、昆虫類以外の哺乳類、両生・爬虫類、鳥類においても、調査精度の不足による欠落種が多く見られる。</p>	<p>3 . クロヒカゲモドキについては、平成 3 年 8 月に計画区域で確認されましたが、平成 9 ~ 10 年度の調査では確認されていません。本種は産地が局地的であり、当地に定着していない可能性も否定できないため、平成 3 年 8 月に確認された個体は迷行してきたものと考えられます。</p> <p>また、昆虫類以外の動物については、平成 9 ~ 10 年度の調査結果に加え、平成 3 ~ 4 年度の既存データも整理し、計画地の動物相の把握に努めました。</p>
<p>4 . 一方、僅か 4 W のブラックライトで定点のライト・トラップ (p.208) を実施したり、陸生動物以外でも、ナメクジウオの調査 (p.241,257 他) では、審議会の意見書の中で指示された場所が積み出し棧橋付近であっても、調整池を設けるとはいえ、事業予定区域の濁水が流出する丸田地区での生息状況調査が不足している等、基本的な調査方法に対する認識の甘さも目に付く。</p>	<p>4 . 夜間に活動する昆虫類は、時間帯によってその構成種が変わると言われています。そのため、本調査では、ボックス式を一晩放置しました。この場合、電源を長時間供給しなければならぬため、必要最小限の 4 W の光源を使用しました。また、ナメクジウオの調査では、棧橋設置地点の他、丸田地区の姫田川河口地先海域及び本庄川河口地先海域においても水生生物調査の中で調査を行っており、全ての地点で生息を確認しています。</p>
<p>5 . また、準備書本文中の予測においても、その内容が適切でない箇所が各所に見られる。例えば、ヒメハルゼミへの影響の項 (p.345) では、「植生の復元により H.23 年頃にはコナラ - ノグルミ群落、ウバメガシ群落が改変区域の 35% の面積において復元されていることからその影響は軽減される」と楽観的な予測をしているが、ヒメハルゼミはコナラ - ノグルミ群落中には生息しないし、ウバメガシ林も数十年生程度の若い林に生息する例は知られていない。これもヒメハルゼミの生態の現状を知らない者の机上の予測である。このような例は枚挙にいとまがなく、現況調査の不備に加え、この準備書を取りまとめた担当者の適格性をも疑わざるを得ない。</p>	<p>5 . ヒメハルゼミは、カシ類やシイ類などブナ科の樹木との結びつきが強い種であり、計画地に広く分布しているコナラ - ノグルミ群落やウバメガシ群落で、多数の鳴き声を広い範囲で確認しています。したがって、これらの樹林を復元することにより、その影響は軽減されると考えています。</p>
<p>重ねて述べるが、環境アセスメント (環境影響評価) のベースとなるものは、地域の特性に合わせた入念な現況調査である。従って、このような不完全な調査をもって評価を下し、貴重な自然環境を有する地域において大規模な面積を改変するということが許されてはならない。自然環境、特に陸生動物関係については再度入念な調査を実施し、新たなデータに基づいて予測や評価をやり直すべきである。</p>	<p>現況調査の調査内容等は、「環境影響評価指針」に準じるとともに、第一次審査意見書の内容 (調査等の項目、方法、範囲、調査にあたっての留意すべき事項) を十分踏まえて、平成 9 年 9 月から平成 10 年 9 月まで通年にわたって入念に実施しました。また、この平成 9 ~ 10 年度の現地調査結果に加え、既存データ (平成 4 年度) も整理し、計画地の動植物相の把握に努めました。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（10）</p> <p>先月、建設会社「森長組」が計画する「南淡バイオファーム開発事業」の説明会に行きました。同町灘の山林 177ha を開発して、コンピューター管理による野菜や花の工場を作るとのことです。「未来型農場」というわけですが、率直に言って、気候風土に恵まれ「御食国（みけつくに）」といわれる淡路で、周囲と遮断した施設（温室？）による水耕栽培は必要ないと思います。気候・風土の条件や汚染された環境の克服の必要があれば別ですが、そんな要因は見あたりません。南淡町以外にも、たとえば三原町や西淡町でも野菜など農作物を作っています。バイオファームでできたものは清浄野菜で、よそでとれたものは「汚い」とも言うつもりでしょうか。地域全体での取り組みならまだ分かりませんが、自分のところだけというのは、何か開発の許可を得るための格好のよい口実だと思えます。自然との共生が言われますが、その意味は自然を好きなように改変するのではなく、自然によって生きる、つまり人間が自然の条件に合わせた生き方を工夫することだと私は考えます。「南淡バイオファーム開発事業」には、他者への、他の生物への配慮がありません。共生の視点が感じられません。</p> <p>また、開発該当区域は絶滅が危惧されるものを含め、貴重な動植物の宝庫です。それは森長組が作った「環境影響評価のあらまし」や兵庫県の環境影響評価の概要の関係部分(県の環境影響評価、ホームページ)を読むだけでも、よく分かります。淡路の自然環境研究家の「淡路島の絶滅の恐れのある野生生物」という研究書や、地域の植生の詳しい人の話からも、この一帯は自然のままに保全すべきことが確信されます。固有種を含め淡路の貴重な動植物は、この数十年で激減したのではないのでしょうか。その原因の主たるものは、人の手による乱開発であることははっきりしています。北淡路は土砂取りと尾根筋の開発で、山が枯れかけています。中淡路（津名町のあたり）も大規模な土取りで山がなくなっています。南淡路も由良の土取りが行われています。淡路島は自然が豊かだと言いますが、手付かずの自然が残されているのは、三熊山や柏原山と南淡の諭鶴羽山系だけだと言う人もいます。その一帯の山肌を剥ぎ取り人工的な建造物を造り、申し訳にビオトープを作る。そこだけでなく、周囲の環境を変えてしまうことが考えられていません。</p> <p>森長組の作った概要を見ると、貴重な動植物については周りにもたくさん見られるからかまわないとか、事業開始後 11 年目には植生が復元・創出されると書いてあります。何を根拠にそう言えるのでしょうか。「動植物の生息環境の悪化（消</p>	<p>弊社としては、全国的に事業展開している中で、地元へ貢献できる農業分野への参画が農村地域を地盤とする弊社の役割でもあると確信しております。同時にこの事業が、地域の活性化と地域農業への貢献を図ることと、従来の農業の課題である自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図ることを目的として実施するものです。</p> <p>本事業の土地利用計画については、事業計画区域 177ha に対して、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計約 113ha（事業計画区域の約 64%）の面積を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しています。自然環境創出区域は、森林植生とともに、水域や水辺、陸域の環境をセットで保全、整備する計画としており、これらの移行帯（エコトーン）は、生物の多様性に優れた空間であり、こうした環境の積極的な回復を図るもので、バードサンクチュアリや湿性植物園も計画しています。自然環境創出区域の全体面積は約 30ha で、その内訳は残置森林及び湿地保全区域として現況保存する区域は約 12ha、造成森林及び湿地創出区域として約 18ha となっており、多様な野生生物の生息環境の保全と、『人と生き物が共生する空間』の創出を計画しております。</p> <p>貴重な動物種については、樹木の伐採や土地造成によりその生息面積が小さくなり、消滅あるいは減少すると考えられますが、本事業の実施にあたっては、これらの影響をできる限り軽減するため、形成された法面への苗の植え付け等緑化を計画的に行い、可能な限り速やかに緑被の復元を図ります。なお、植栽樹木については、淡路地域の郷土産植物を主体に、具体的には、計画地の現存植生を考慮し、尾根部に接する法面上部ではウバメガシ群落、斜面中下部に接する法面中下部ではコナラ・ノグルミ群落の成立を目標に植栽します。これらの適切な緑化により、事業開始後 11 年目頃には改変区域の 35%の区域において現存する主要群落が復元されることとなります。したがって、貴重な動物種に及ぼす影響は相当程度軽減されるものと考えています。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>失)は一時的」だなどというのは、楽観的で身勝手な判断です。植物などはそこでしか生きられないものがあるし、人の目に触れない生命や様々に関わり合って生きる生態系の複雑さを、軽く見すぎています。このくらいはいいだろうとか、見えるものだけ気を付けておれば格好が付くといった甘い考えが、多くの生命を絶滅に追いやってきたのです。</p> <p>説明会には、地元の地権者の方たちも来ていました。この地域にはバブル崩壊以前にゴルフ場計画があり、破綻したということです。色んな業者が土地を買いにやって来たと言います。これまでの業者らの計画が破綻してきたので、今回はしっかりやってくれという意見が出ていました。森長組では「社運をかけてやる」と答えていました。開発に伴って土砂取りが行われます。その量は2千万立方メートルだそうです。これだけで相場では200～300億円の商売になります。合わせて大規模な工事で金が動きます。仕事がなく困っている淡路の建設会社にとっては、願ったり叶ったりです。「ピオファーム」という環境にやさしい名を付け、「雇用創出」という人々が望む効果をうたい文句にする。しかし、実体は明白な自然破壊であり、金もうけのための乱開発に他なりません。このような事業が許可されるなら、今後の環境保全は極めて困難になるでしょう。淡路はすでに十分自然破壊がなされてきました。山を削り土砂を大量に売る。そして代わりに都会の汚染土(黒い土)を運び入れ、住宅や圃場整備に使う。淡路花博の辺り(東浦町～淡路町)も、元は「灘山」と呼ばれていた所です。淡路から山がどんどんなくなってゆくのを、目の当たりにした者にとっては、これ以上の破壊は許せません。貝原知事は環境の大切さを言われます。また淡路では島作りビジョンの一つに「公園島構想」があります。自然の勝手な改変でなく、真に共生する、人が自然に学ぶ。そんな島でありたいと思います。南淡町の森町長は、「森長組」の前代表であったと思います。町長として「町の豊かな自然を尊い財産として若者に受け継がせる」と言っています。それならぜひこの事業を中止するよう働きかけるべきです。環境を守ることは自治体の大きな仕事だと思います。その環境には、動植物も含まれています。そのことを踏まえて、この事業が中止するべきものであると意見を申し上げ、環境影響審査会の正しい審査を望むものです。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、将来にわたって持続的に自然を活用するため、良好な生活環境を形成する重要な要素としての自然に配慮していく必要があると考えています。このため、土地利用計画に際しては、全体面積177haのうち、森林面積として残置森林64ha、造成森林18ha、の計82haを計画しており、さらに湿地等の保全や創出を図るため、自然環境創出区域として30haを計画し、全体の64%を緑地として確保することとしています。このように、本事業は、当地域の特性に応じた人と自然の共生を図れる事業であると考えております。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書（11）</p> <p>自然保護を訴えるのは正論であり、悪いものではない。人間が生きてきた過程において、自然と共生しながら今日に至ったものである。過去の恩恵を忘れ、ここにきてヒステリックに環境保護、または回復を訴えるのか理解しがたいと思い、意見書を提出します。</p> <p>(1) 現在、自然保護というのは、一木一草たりとも切ったり刈ったりしてはいけないというように聞いているが、松茸山の放置のように、自然に対して全然人の手をいれないというのはかえって自然を荒廃させてしまう懸念があり、必要最低限、人の手を入れるほうがよいのではないかと思う。</p> <p>(2) 貴重な動植物の保護に関しては必要なことではあるが、その事自体を目的とするのではなく、そういう動植物が生息できる環境の中で人間が生活できるということが大事なのであって、人間と動植物がそういう環境の中で共生することを目的とすべきではないかと思う。</p> <p>(3) 世界中には人があふれており、将来的にそれに伴って食料生産や住宅環境等の経済活動が活発になってきており、自然というものに対し、手付かずのままおいておくことは段々と難しくなる状態の中で、日本は先進国の中でも農産物の自給率が一番低い状況から脱皮しなければならない時期が来るはずであり、人間の生活と自然保護というものをどのように調和をとり、実行していくかということを官民共に考えていかなければならないと思う。</p> <p>(4) 現在、地球規模で環境破壊が進んでいると言われており、これに対してアマゾン、東南アジアの熱帯雨林の伐採を止めると言うような意見を聞くが、これは主として経済的に進んだ西側先進国からの意見であると思われるが、現地の人々にとってはそれが生活手段であるということを見ると、経済的利益を犠牲にして、すばらしい環境を提供するということに対して何らかの原価を支払うべきではないか考える。日本においても同様に、経済的利益を犠牲にして素晴らしい環境を提供する人に対しては何らかの優遇策を講ずるべきではないかと思う。</p>	<p>本事業では、事業計画区域 177ha に対して、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計約 113ha（事業計画区域の約 64%）の面積を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しています。自然環境創出区域は、森林植生とともに、水域や水辺、陸域の環境をセットで保全、整備する計画としており、これらの移行帯（エコトーン）は、生物の多様性に優れた空間であり、こうした環境の積極的な回復を図るもので、バードサンクチュアリや湿性植物園も計画しています。自然環境創出区域の全体面積は約 30ha で、その内訳は残置森林及び湿地保全区域として現況保存する区域は約 12ha、造成森林及び湿地創出区域として約 18ha となっており、多様な野生生物の生息環境の保全と、『人と生き物が共生する空間』の創出を計画しております。</p> <p>地元企業として、南淡バイオファーム開発事業が地域活性化に寄与できることと、従来 of 農業の課題である自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図り、野菜及び花卉等を安定的に生産し、市場に供給していこうと計画しています。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>意見書(12) 環境保全の観点から 防災に関し、重点をおき、考察する。 準備書内に防災に関しての記載がない。唯一、 p.64 第一次住民意見書に対する事業者の見解として、「防災工事施工確保に関する要綱に基づき、兵庫県及び南淡町と協定を結ぶこと」とある。 要綱の条文における趣旨は「この要綱は、開発事業に係る防災工事の施工を確保するため、開発事業者による一定の工事保証金の預託及び開発事業者によって市町長が防災工事を施工することについて、必要な事項を定めるものとする。」とある。この場合の「防災工事」という用語の定義は、「開発事業の施工に伴うがけくずれ、土砂の流出又は河川の氾濫、洪水等を防止する目的で行う必要最小限の工事をいう。」とある。 「必要最小限の工事」とは一体、どういう意味であろうか。4つの調整池・必要箇所に設置する仮設沈砂池・集水するための素堀水路・造成区域と残置森林が近接する箇所では土がずり落ちてくるのをくい止める編柵工が必要最小限の工事といえるだろうか。 平成 19 年度には一部営業が開始される。花卉マーケットにくる一般客をはじめ、工場で働く従業員、住宅に暮らす家族を含め、大勢の人々がピオファーム内を出入りし、そこで生活することになる。工事途中の完全ではない敷地内に人々を招こうとするのであれば、もっと安全に対して真剣に考え、検討し、具体的な防災対策が必要である。 以下6項目にわたり、記述する。 平均傾斜 30° について 準備書 p.23 より、「切土法面、盛土法面とも造成森林として早期に森林育成できるよう1割8歩勾配を標準とし」とある。平均傾斜 30° (1:1.8) は本当に安息角なのかどうか。 (柵)森長組より 30° は土砂崩壊しない角度であり、防災面でも心配はないと返答を頂いた。角度を緩やかにすると改変面積が大きくなることも理解はできる。 社団法人砂防学会監修の「砂防学講座第2巻」によると、「崩壊の多くは、砂礫の安息角を越す 36° から、現実に土層風化層が分布しうる 45° の範囲で発生しているが、堆積砂礫や基岩の粘土風化が進んだ条件下では 30° 内外の緩い傾斜度でも発生している。40° 前後の崩壊は発生件数が多いが、その中に表層剥落型のものが多いため相対的に小型であり、これに対して 30° 前後のものは数が少ないが、その中には地すべり性の崩壊が多くなり、相対的に大型となる傾向が見受けられる。」とある。また、洲本市内田地区における土砂採取場の平均傾斜</p>	<p>「環境影響評価」とは、対象事業の実施に際し、事前に、対象事業等の実施等が環境に及ぼす影響について、調査、予測又は評価を行うことです。したがって、本準備書においては、防災に関しては記載していません。 事業の実施にあたっては、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県土木部)及び「林地開発技術基準」(兵庫県農林水産部)等に基づく防災調整池を設置します。また、「開発事業に係る防災工事の施工の確保に関する要綱」に基づき、南淡町と防災協定を締結します。その他、法令等の基準に適合するよう関係機関等と協議を行うとともに、災害を発生させないよう万全の措置を講じて事業を実施してまいります。 なお、協定については、南淡町と弊社は公正証書による防災協定を締結し、防災工事の施工を確保するための工事保証金を南淡町に預託するよう行政指導を受けております。この預託金は、当該開発事業が完了し、且つ、防災上の保全措置がなされたことが確認された時に返還されます。工事保証金は、具体的な防災施設に係る金額ではなく施工区域の面積により決定されるものです。 造成工事は平成 18 年度で完了予定ですので、一部営業予定している平成 19 年度には造成工事は完了しています。 法面勾配等については、都市計画法及び森林法の技術基準に基づき、切土法面勾配は1割5歩、盛土法面勾配は1割8歩となっておりますが、本事業では森林の早期育成及び森林の管理を考慮し、切土法面及び盛土法面とも勾配は1割8歩、角度にして約 30° で計画しております。併せて、必要な箇所については、斜面安定計算を行い、安全には万全を期すよう計画しております。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>は 23° となっている（犬走りを含む平均勾配、5m ごとに犬走りを設置）。地質調査の結果、岩盤の条件がよくなかったので 23° を平均斜度とした。</p> <p>南淡ビオファームの場合、準備書内に地形・地質調査・標高区分・周辺の水系の記載がない。斜面崩壊の発生は傾斜度と最も強い関係があり、次いで斜面形（土砂堆積と水の集積条件・湧水条件を指標）、土層の厚さ、砂礫層・基岩の風化度合によって規制され、さらに変動抵抗要因としての森林状態によって規制されている。地質調査・周辺の水系調査がなされていない段階では、平均傾斜 30° が安息角であるとはいえない。</p> <p>地震・津波について</p> <p>地震に関して、京都大学尾池和夫教授は、「兵庫県南部地震後、数十年の間に周辺の別の断層系、山崎断層・明石の海岸線あるいは大阪湾断層が動く可能性がある。中央構造線の紀伊半島東部や淡路島南端の部分が活動する可能性もあり、そうやって連鎖反応的に西南日本に大きな地震が続いて起きることが多い」と記述している。また、立教大学伊藤和明教授は、「兵庫県南部地震後、地震予知連絡会は会長コメントとして「西日本は地震の活動期に入ったとみられる」という見解を発表した。その根拠は、100 年前後の間隔をおいて発生する南海トラフ巨大地震では、発生の 50 年ほど前から周辺、特に内陸直下の地震活動が活発化する傾向が歴史的に証明されている。前回の南海地震が 1946 年（昭和 21 年）だったことから、次の南海地震を前に西日本が活動期に入った可能性が高いということである。兵庫県南部地震は始まったばかりの地震活動期の冒頭にあたる地震なのかもしれない」と記述している。</p> <p>津波に関して、神戸大学石橋克彦教授は手記において「1946 年の南海地震のエネルギーは兵庫県南部地震の 30 倍前後である。災害の特徴は、東は伊勢湾沿岸、西は九州の国東半島、別府湾にいたり、四国地方の太平洋岸が最大であった。その他大阪湾・瀬戸内海沿岸の各地・吉野川流域にも被害が発生した。和歌山・徳島・高知・三重の沿岸では波高が 3m ~ 6m に達した。しかし、次に来るであろう南海地震を前回の地震を基準にして考えるのは間違いである。南海地震の再来は 50 年以内におこるであろう。大阪湾全体に 2m ~ 3m の津波が来るのはほぼ確実である。神戸・大阪・京都・奈良までにも被害が及ぶ可能性がある。高知から和歌山田辺市沖まで 8m 位の津波がおこり、鳴門海峡・明石海峡を越え、坂出まで、瀬戸内海にも</p>	<p>本準備書においては、p.133 ~ p.152 に「地形・地質」を記載しています。この中には地形・地質調査結果、標高区分・傾斜区分・周辺の水系・断層の分布等について現地調査結果に基づいて解析しています。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>1m 位の津波になるであろう。」と述べた。</p> <p>台風・集中豪雨について</p> <p>地球温暖化により、今まで経験したことがない台風（サイクロン・ハリケーン）の巨大化の可能性はある。発生頻度も増加する。また近年、局所的な集中豪雨が多発している。</p> <p>準備書 p.22 において、「雨水排水計画」「調整池計画諸元」を明記されている。雨量 1 時間当たり何 mm を想定されているのか明確にして頂きたい。</p> <p>海面上昇について</p> <p>将来における地球温暖化は 1) 海水の熱膨張、2) 山岳氷河の融解、3) グリーンランド・南極大陸の氷床の融解をもたらし、海面上昇を加速する可能性がある。現在の予測では、2050 年までに 30cm ~ 50cm、2100 年までに 1m 上昇するとされている。また 0.7° ~ 2.5° の海表面温度の上昇を伴う。</p> <p>ビオファーム計画予定地と海岸までは、近い所で 250m、遠い所で 500m しか離れていない。2011 年に全面完成となった後、50 年後・100 年後の地球の現状・「南淡ビオファーム」を想定し、防災に関し検討する義務が㈱森長組にはある。</p> <p>季節風による強風・風速・風向について</p> <p>計画では、風力発電研究施設用地に 2 基位の施設を予定している。ということは、風力発電ができるほどこの地域は強風が吹くということである。計画地周辺を残置森林が取り囲んでいるとはいえ、台風による強風・季節風による強風を予想し、防風対策に取り組んで頂きたい。</p> <p>沿岸管理について</p> <p>海面上昇は、氾濫の危険性を増大させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 高潮のベースラインが高くなる。水位が 1m 上昇すると、現在 20 年に 1 度 50cm の高潮が発生する地域においては、150cm の高潮が発生し、高潮が内陸にまで侵入する。 2) 海面が上昇すると、排水能力の減少によって暴風雨・河川洪水が増大する。降水量の増加、河川の氾濫が排水能力の減少と重なると、下水道・排水設備のオーバーロードが起こりやすくなる。汚濁発生は河川・河口・海岸付近の水質低下の一因となる。 	<p>本事業の調整池容量は、兵庫県県土整備部の『調整池指導要領及び技術基準』と兵庫県農林水産部の森林法に基づく『林地開発許可制度について』で規定されている 30 年確率降雨強度により算出しています。両者の計算方法が違うので調整池までの洪水到達時間を最短の 10 分と仮定すると、土木部基準では約 199mm / 時間、農林水産部基準では約 206mm / 時間となり、この場合は降雨強度の大きくなる 206mm / 時間を採用して決定することとなります。</p> <p>防災に関しては、造成工事中はもとより、造成工事完了後も排水施設、調整池等の維持管理はもちろん、残置森林、造成森林、自然環境創出区域等の維持管理についても弊社で責任を持って行います。なお、事業区域は標高約 39m から 164m の地域であり、将来、ご指摘のような海面上昇が発生した場合でも防災施設の機能には影響はないと考えています。</p> <p>事業区域外周尾根部は残置森林として保全を行うことを原則として計画していますので、台風などの防風対策になると考えています。</p> <p>事業区域内の調整池及び污水处理施設の放流計画高は、標高 39m で計画しています。したがって、将来、ご指摘のような海面上昇が発生した場合でも、雨水等が排水管や污水处理施設に流入し、オーバーロードを起こすことはないと考えています。</p>
<p>創造の観点から</p> <p>将来的に水耕栽培による野菜・花工場の必要性は高まってくる。10 年後・20 年後には地球温暖化による異常気象・世界的な水不足・人口膨張は避けることができないであろう。現在、「飽食天国」といわれている日本でも必ずや食料不足におちいる。</p>	<p>弊社としては、全国的に事業展開している中で、地元貢献できる農業分野への参画が農村地域を地盤とする弊社の役割でもあると確信しております。同時にこの事業が、地域の活性化と地域農業への貢献を図ることと、従来の農業の課題である自然条件に左右される生産量、病虫害の発生によ</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>そのような時代に備え、(株)森長組が提唱する温室による施設園芸は、将来における日本の農業形態の1つの方向性を示すものである。</p> <p>本来は行政(国・県など)あるいは農業団体(JA・全農など)が立案し、実施すべき案件であると考える。</p> <p>一民間企業が実行するには事業規模が大きすぎる。事業用地の60%を所有し、(株)森長組の人的・物的能力・資本を総動員しても、計画途中あるいは完成後も、事業が破綻するのでは、という懸念が残る。</p> <p>基本理念を同じくする法人が数社集まり、共同出資、共同経営を行うのであれば、事業実現の可能性も高くなるであろう。「南淡バイオファーム計画」の事業目的を理解し、事業参画してくれる法人を捜し出し、その結果により計画を見直し、修正・作成するのが現実的であると思う。そのような法人あるいは会社がなく、(株)森長組で事業を推進するのであれば、もっと大胆な計画変更が必要である。第一次審査意見書に「不必要な土地改変は厳に慎み」とある。177haもの用地が必要かどうか原点に立ち返り、十分に検討して頂きたい。以下に、計画変更(案)として考えた9項目を記述する。</p> <p>研究施設用地の大幅な回避・修正・低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18,740m²の用地は回避し、残置森林とする。 ・花卉マーケット周辺の研究施設用地は、規模を低減させ、残置森林・造成森林とする。 <p>多目的グラウンドについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画では21,480m²となっている。これだけ広大なグラウンドが必要であろうか。社員の福利厚生・地域住民との交流施設が必要であろうとも、もっと規模を低減できる。 ・グラウンドの形態は、普通の運動場のようにせず、芝生あるいは草原など特色を出したものにす。そのためにも、完成後の維持費・管理費を考え、最小化した用地確保が絶対条件となる。 <p>進入路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「南淡バイオファーム計画」のシンボルの道路として、幅員50mの進入路を計画されている。幅50mも必要であろうか。5mの歩道が両側にあり、緑地帯が26mとなっている。これこそが不必要な土地改変であると考えられる。 ・南淡バイオファームにとり、野菜・花工場で栽培された野菜・花苗の1つ1つがシンボルになりうるのであり、シンボルの道路は必要ではない。 <p>花卉マーケットについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進入路が修正されると円形の花卉マーケット 	<p>る減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図ることを目的として実施するものです。</p> <p>なお、南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるとしても、事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検討して、各施設の規模(野菜・花工場の棟数、花卉マーケットの棟数、研究施設の規模、従業員用住宅地の戸数等)及び位置等を決定しております。また、多目的グラウンドは芝生仕様で計画しており、テニス、サッカー、野球、バレーボール、ゲートボール等の各種スポーツや運動会、盆踊り等の催し物にも利用できるよう、駐車場も併せて計画しており、必要な面積だと考えております。</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>も規模が低減される。8棟も必要なのかどうか考えて頂きたい。</p> <p>野菜・花工場用地の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のコストを考え、経営維持のために315,740m²の用地を計画されているのは理解できるが、工場用地が少なくなるということは建築費、従業員数、住宅戸数も低減でき、大幅な経費削減が可能となる。 ・3カ所ある工場用地のうち、離れている36,620m²は回避し、残置森林あるいは造成森林にすることを検討して頂きたい。 ・野菜・花工場が10棟も必要であるのかどうか再考して頂きたい。 <p>従業員用住宅用地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設用地、工場用地の大幅な修正により、従業員数も見直す必要が生じる。 <p>計画では310名の従業員の内、工場260名、研究書50名となっている。研究者50名は必要な人数なのかどうか。研究者50名も集めて一体何を研究するというのか。研究者50名を雇用するコストは莫大なものになる。人材は少数精鋭をモットーにしなければ会社経営が成り立たない。研究内容を明確にし、目的に見合った選りすぐりの研究者を集めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場従業員260名も工場低減により、大幅に削減できる。 <p>住宅戸数130戸を計画しているが、50戸もあれば十分と考える。家庭と職場が徒歩10分以内というのは理想ではある。しかし従業員家族にとっては、ある種のストレスが生じる場合もある。</p> <p>給水計画・ごみ処理計画について</p> <p>住宅戸数が低減されることにより、生活用水、汚水排水、ごみ処理計画も大幅に最小化できる。</p> <p>特に生活用水については</p> <p>住宅1戸当たり3.2人×50戸=160人 160人×360ℓ/人・日=58m³/日となる。</p> <p>南淡町にとり、水道使用量が飛躍的に増加する。この計画で、従業員住宅用使用量が150m³/日から58m³/日に消費量が減少することは、他の町民にとっても朗報となるであろう。</p> <p>自然環境創出区域について</p> <p>全体計画を大幅に最小化・修正・低減することにより、自然環境創出区域面積を最小化し、なおかつ位置をずらすことができる。</p> <p>全体計画の位置について</p> <p>全体として事業予定地をどちらかの方向に移動させる必要性が生じる。県道洲本南淡線の方に全体的に移動させると、残置森林が増加し、建設コストが大幅に削減される。</p>	

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>準備書に記載されていない事項 兵庫条例「環境影響評価指針」より、環境影響評価の実施に当たっての基本事項 (1)環境要素 19 項目のうち、準備書に記載されていない9項目について記述する。</p> <p>(1) 大気汚染 調査時期・頻度・測定方法・調査項目(二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質)・調査地点の地図上の記載</p> <p>(2) 水質汚濁 準備書 p.42「水質汚濁のモニタリングを適宜行い」というのは、濁度を週1回調査することであると返答を得たが、地図による調査地点・測定方法・調査項目の記載がない。</p> <p>(3) 騒音 準備書 p.375 にて「影響が認められた場合」とは、「苦情があった場合であり、仮に苦情がなければ影響なしと考える」と返答を得た。 数値によって判断するのではなく、個人からのクレームにより影響の有無が決まるのは納得できない。 調査時期・頻度・測定方法・時間帯別(朝・昼・夕・夜)の調査結果・地図による調査地点・一般時、作業時(工事中・供用中)別の騒音レベル</p> <p>(4) 地盤沈下 前述したとおり、周辺水系の記載・地下水位の変動予測(工事中・供用中)</p> <p>(5) 廃棄物 年度ごとの樹木伐採量・年度ごとの伐採樹木利用計画</p> <p>(6) 地形・地質 調査項目・調査期日・地図による調査範囲・調査方法・地図による標高区分・地図による事業予定地周辺の水系及び水質</p> <p>(7) 陸生植物 調査時期・植物の群落別毎年度ごとの改変面積の予想及び改変植生、復元植生の予想</p> <p>(8) 景観 残土排出のための出荷設備の位置を明記した地図、この場合の残土排出施設とは海上棧橋・ストックヤード・ベルトコンベア・トンネルなど、将来における可視領域図についての写真</p> <p>(9) 地球温暖化 CO₂ の排出量について工事中・供用中の予測</p> <p>Point 陸生植物に関し、現在も調査中であると(株)森長組より返答を得た。計画予定地周辺に貴重種に指定されている植物が発見される可能性がある。植物に関してだけでなく、他の環境要素においても</p>	<p>調査等の項目については、当該開発事業に関する、事前調査結果、環境影響要因の抽出、影響を及ぼす環境要素の抽出、予測・評価を行う環境要素の選定、現況調査を行う環境要素の選定、現況調査計画案・予測計画案等について記述した「南淡バイオファーム開発事業環境影響評価概要書」を作成し、知事の第一次審査意見書を踏まえ、現況調査、予測及び評価を行う項目の絞り込み(スコーピング)を行い、決定しました。</p> <p>したがって、地盤沈下、地球温暖化については、本事業による影響が考えられないため、調査、予測の項目から除外しています。また、大気汚染については、予測・評価は行うこととしていますが、計画区域周辺において大気質に影響を及ぼす主たる発生源がないことから、現況調査は行わないこととしています。その他の項目の水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物、地形・地質、植物、陸生動物、水生生物、生態系、景観については、本準備書内に詳細に記述しています。</p> <p>なお、工事中の騒音等の監視調査については、準備書第7章の事後監視調査計画案で適宜行うこととしており、調査の結果影響が認められればさらなる対策を講じることとしています。</p> <p>第一次審査意見書の内容を踏まえ策定した、現況調査計画に基づき、各調査項目について平成9年9月から平成10年9月まで通年にわたって入念に実施しています。なお、現在行っている植物調</p>

第 2 次 住 民 意 見 書	事 業 者 の 見 解
<p>調査していない、あるいは現在調査中なのではないかと思われる。</p>	<p>査は、貴重な植物の保全に向けての生育環境及び移植先選定等の詳細調査です。</p>
<p>準備書における不備</p> <p>「検討する」という文章がある。p.45,p.71～72 「検討する」ということは、(株)森長組内で結論がでていない状況である。特に p.71～72 では「調整池の堆積土砂の処理が環境に及ぼす影響の有無を検討します」とある。準備書の段階で環境に対し、予測した答えを記載すべきであろう。</p> <p>コンサルタント会社・調査会社名の記載がない。</p> <p>各環境要素別に具体的な目標数値が明示されていない。</p> <p>p.205 調査時期について、平成4年調査が3件ある。8年以上も前に調査した内容に信憑性はうすい。</p> <p>p.390 環境監視調査計画案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観についての計画案がない。 ・植物について調査頻度が少ない、季節ごとの調査が必要である。 	<p>p.71～p.72に記載されている事項は、「概要書」段階における住民意見書に対する事業者の見解です。準備書の段階では p.375 に記載していません。</p> <p>p.78に記載しています。</p> <p>環境保全目標は、現況調査結果等を基本とし、事業概要、地域環境の特性等を考慮し、適切に設定しています。</p> <p>平成9～10年度の現地調査結果に加え、既存データ(平成4年度)も整理し、計画地の動物相の把握に努めました。</p> <p>景観については、改変区域が周辺から見通すことができる地点がほとんどないことから、除外しています。また、植物については、貴重種に関しては適宜行うこととしています。</p>
<p>結 論</p> <p>前述したとおり、「南淡バイオファーム計画」は現況調査の実施も十分には行っていない。</p> <p>「環境影響評価の実施手順」からみれば、この準備書を作成できる段階ではない。</p> <p>会社内においても社員に対し、計画説明しているのかどうか疑問を感じる。プロジェクト担当者以外の方に電話で簡単な質問をしても「わからない」の一点張りである。せめて役職についている社員には計画の概要について把握して頂きたい。</p> <p>(株)森長組には準備書に記載されている「南淡バイオファーム計画」が実現できるという具体的な事業運営・資金保証・の根拠を示して頂きたい。</p> <p>里山・田畑を突き崩し、地肌むきだしの平地にし、関西国際空港用地造成会社へ2000万m³もの土砂を売り渡した後、(株)森長組が資金調達できずに計画断念・事業遂行を中止にするというのが最悪のシナリオであろう。</p> <p>私達、日本に暮らす人々には、環境基本法により環境権が保証されている。そして事業者には「事業活動に伴う公害防止・環境保全」という責務がある。(株)森長組にその責務が果たせるのかどうか。たとえ1%でも「南淡バイオファーム計画」が失敗する可能性がある限り、計画に対し反対する。</p>	<p>現況調査については、第一次審査意見書の内容を踏まえ策定した現況調査計画に基づき、各調査項目について平成9年9月から平成10年9月まで通年にわたって入念に実施しています。また、本準備書は、「環境影響評価の実施手順」に従って作成しています。</p> <p>本事業は、社運を賭けた大プロジェクトです。社長以下、役員からプロジェクト担当者まで本事業計画については十分把握しています。</p> <p>南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるとしても、事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検討して今回の事業を計画しております。併せて、南淡町と弊社は公正証書による防災協定を締結し、防災工事の施工を確保するための工事保証金を南淡町に預託するよう行政指導を受けております。この預託金は、当該開発事業が完了し、且つ、防災上の保全措置がなされたことが確認された時に、返還されます。</p> <p>本事業の実施に際しては、準備書 p.374～p.377に記載の『環境の保全と創造のために講ずる措置』を確実に履践し、環境の保全と創造について適正に配慮してまいります。</p>

公聴会の記録書(要旨)	事業者の見解
<p>< 公述意見 1 ></p> <p>従来の低収入と重労働の農業からの脱却及び都市と農村の格差の均衡を図るため、地域の特徴を生かしながら、相互補完、連携により、地域の活性化を促進し、里山の整備など自然や文化を重視した美しい郷土を創造する必要がある。</p> <p>時代に即応した新しい農業経営基盤の確立が必要であり、そのためにも計画事業に賛成する。</p>	<p>南淡バイオファーム開発事業は、従来の農業の課題である、自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図るため、室内における水耕栽培で、農薬を使用せず、栽培養液を閉鎖回路で循環させ肥料成分と水分を最小限に抑えるシステム、温室内の温度、湿度等の気象環境をコンピュータ制御により常に最適な生育条件とするシステム等の採用により、環境にやさしい新しい農業を目指しております。併せて、本事業の採算性を十分検討して今回の事業を計画しております。</p> <p>また、里山整備として、残置森林については、生物生息空間として適切な構造を保つよう、ササの伐採、ツル切り、常緑樹の伐採等の整備を行い、造成森林については、淡路地域の郷土種を主体とした緑化を行い、早期に現存植生に近づけていくよう計画しております。</p> <p>このように、地域の皆様に喜んでいただけるバイオファームを早期に建設するため、鋭意努力してまいります。</p>
<p>< 公述意見 2 ></p> <p>本事業は、地域の活性化、雇用の創出のために役に立つ事業である。</p> <p>事業を行う上で、自然環境との共生に配慮した保全計画を行うことは重要であり、当然の義務であるが、しかし近年は環境保全に極端に偏重しすぎており、事業の趣旨が適正に評価されていない。当事業の自然環境創出区域計画は人と自然の共生である。</p>	<p>南淡バイオファーム開発事業により、地域の活性化及び地元雇用と野菜等の安定供給を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、事業区域内の中央部の谷部を利用して約30haの自然環境創出区域を設置し、水域や水辺・陸域の環境をセットで保全・整備する計画としております。</p> <p>このように、地域の皆様に喜んでいただけるバイオファームを早期に建設するため、鋭意努力してまいります。</p>
<p>< 公述意見 3 ></p> <p>21世紀に向けた地域活性化への取り組みの1つとして化学肥料・農薬に頼らないハイテク農業事業を実現させて欲しい。</p> <p>自然保護に対して自然環境創出区域を設けることは画期的な考え方である。</p> <p>南淡バイオファーム開発事業の実現により、環境と開発の新たな関係が形成され、将来的な事業のモデルの一つになることを望む。</p>	<p>南淡バイオファーム開発事業は、従来の農業の課題である、自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図るため、室内における水耕栽培で、農薬を使用せず、肥料成分の補給、温室内の気象環境をコンピュータ制御により集中管理する新しい農業を目指しております。</p> <p>また、事業区域内の中央部の谷部を利用して約30haの自然環境創出区域を設置し、水域や水辺・陸域をセットで保全・整備する計画としております。</p> <p>このように、地域の皆様に喜んでいただけるバイオファームを早期に建設するため、鋭意努力してまいります。</p>

公聴会の記録書(要旨)	事業者の見解
<p>< 公述意見 4 ></p> <p>ハヤブサが計画区域外ではあるが生息し、繁殖活動にも影響を与える。ハヤブサとの共存は不可能である。</p> <p>残土処分先が不明である。</p> <p>貴重な動植物が残されている豊かな森林を開発するバイオファーム事業は自然破壊である。</p>	<p>ハヤブサについては、本事業計画における残土搬出施設であるトンネル及び栈橋がハヤブサの「高頻度利用域」内に位置しており、ハヤブサの生息環境に一定の変化をもたらす可能性がある懸念されます。そのため、既存事例の収集・評価を行うとともに、本事業がハヤブサに及ぼす影響の予測及び評価に関する調査結果に基づき、ハヤブサの行動圏の解析を行い、繁殖活動等に及ぼす影響をできる限り低減するよう工事実施段階における保全対策を立案しました。その結果、適切な保全対策等の実施により工事中の影響は低減するものと考えられるものの、大規模な工事がハヤブサの「占有域」の近傍で実施されることから、生息や繁殖活動に影響を及ぼす可能性も考えられます。このような状況を踏まえ、ハヤブサの繁殖活動に及ぼす影響を一層低減するため、営巣地の移動が生じた場合の対応、繁殖中断等ハヤブサの生息に大きな変化が生じた場合の対応、適切な保全対策の実施と保全効果の把握、などの課題に積極的に取り組みます。</p> <p>今後学識者や猛禽類の専門家等の指導を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ、保全対策や上記の課題に積極的に取り組むとともに、関係機関からの指導・助言があった場合には、これに遅滞なく的確に対応するなどにより、本事業とハヤブサとの共存に最大限の努力を傾注してまいります。</p> <p>残土処分先については、現在関西空港第2期整備事業も含めて大阪湾域の需要は多数ありますが、本事業の開発許可の目処が立つまでは契約締結ができないため、『大阪湾域の埋立用材として有効利用する』という記述に変更しました。</p> <p>本事業区域の約60%を弊社の関連会社が所有していることから、当地区がリゾート施設整備区域であることから、従来の別荘地開発やレジャー施設開発でなく、地域の活性化と地域農業への貢献を図ることが農村地域を地盤としている弊社の役割でもあると確信し、本事業を計画しております。緑地計画としては、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計面積約112ha(事業区域の約64%)を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しております。</p>
<p>< 公述意見 5 ></p> <p>177haに及ぶ南淡・諭鶴羽山系の自然を破壊し、人工的な施設に置き換える計画は先端型農業を目指すものであっても反対である。</p> <p>膨大な土を、淡路島の美しい自然から削り取って関空埋立に使うことは反対である。</p>	<p>本事業の緑地計画としては、残置森林面積約63.7ha、自然環境創出区域内残置森林面積約10.7ha及び同区域内湿地保全区域面積約1.4haの合計101.2ha(事業区域の約57%)を現況保存するとともに、造成森林等を合わせて約112ha(事業区域の約64%)の緑地を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しております。</p>

公聴会の記録書(要旨)	事業者の見解
<p>20年～25年後に予想される水資源の危機に対し、当事業によりさらに農業用水の確保が困難となる。このためにも森林保護は大切である。</p>	<p>残土処分先については、現在関西空港第2期整備事業も含めて大阪湾域の需要は多数ありますが、本事業の開発許可の目処が立つまでは契約締結ができないため、『大阪湾域の埋立用材として有効利用する』という記述に変更しました。</p> <p>南淡バイオファーム開発事業は、従来の農業の課題である、自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図るため、室内における水耕栽培で、農薬を使用せず、栽培液を閉鎖回路で循環させ肥料成分と水分を最小限に抑えるシステム、温室内の温度、湿度等の気象環境をコンピュータ制御により常に最適な生育条件とするシステム等の採用により、環境にやさしい新しい農業を目指しております。</p>
<p>< 公述意見 6 ></p> <p>当事業は、土取りが主目的か、野菜・花の生産工場が主目的か。土取り後、事業を中止し、荒れ地とするのではないか。</p> <p>棧橋の設置地点は適切か。</p>	<p>地元南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるとしても、本事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検討して今回の事業を計画しております。</p> <p>棧橋設置箇所の海域への影響を軽減するため、海底の変質を最小とする杭基礎棧橋とします。また、杭の岩礁貫入も静的工法であるポーリング孔明け差込工法を採用し、潮の流れや魚道を大きく阻害する工法や海水を汚濁する工法は採用しません。併せて、土砂の船積み時の土砂飛散防止対策として、土砂の積載量に合わせてシップローダを上下させるシステムの採用と、棧橋周辺に汚濁防止膜を設置する計画としております。</p>
<p>< 公述意見 7 ></p> <p>過疎化が進んでいる以上、地域の活性化に寄与する当事業は必要である。</p> <p>過去に火力発電所建設計画及び国際空港計画があったが、環境保護の言葉の基に中止となった。過疎化がすすんだ今、過去の選択のような失敗を繰り返してはならない。</p>	<p>南淡バイオファーム開発事業は、従来の農業の課題である、自然条件に左右される生産量、病害虫の発生による減収とその駆除に要する負担増、生産者の高齢化と後継者不足、露地栽培の連作障害等の解決を図るとともに、地域の活性化及び地元雇用と野菜等の安定供給を図っていきたいと考えております。</p> <p>土地利用計画については、必要最小限の施設用地を確保するとともに、残置森林と自然環境創出区域及び造成森林の合計面積約112ha(事業区域の約64%)を確保し、環境への負荷を軽減するよう計画しております。</p> <p>事業実施にあたっては、地域の皆様のご協力の下に、地域の皆様に喜んでいただけるバイオファームを早期に建設するため、鋭意努力してまいります。</p>

公聴会の記録書(要旨)	事業者の見解
<p>< 公述意見 8 ></p> <p>地域の活性化、経済に多大な貢献ができる事業である。</p> <p>事業の途中放棄が過去にあったが、今回は最後まで完成を前提にやって欲しい。</p> <p>開発によって影響を与えるサンショウウオのような非常に弱い生物をどこへ移すのかといったことも重要な問題である。</p> <p>工事による濁水の流出が心配である。</p> <p>残土搬出施設によって海域の汚染や漁業に対して影響があるのでは。</p>	<p>地元南淡町に本社を置いている弊社としてはいかなる事があるうとも、本事業の途中放棄はいたしません。また、事業の採算性を十分検討して今回の事業を計画しております。</p> <p>貴重な動植物の移植については、現在(平成 12 年 8 月から)、貴重な動植物の生息・生育環境を把握するための詳細調査を区域内で行っており、移植先の環境条件、移植方法等の他、移植後の管理体制及びモニタリング方法等について慎重に検討し、残置森林内における移植適地を決定した後、移植することとしています。なお、貴重な植物については、区域外に仮移植地(圃場)を作り、一旦仮移植し、仮移植期間中にそれぞれの種の生育条件等を精査し、その後、残置森林内の適地に本移植を行うこととしています。また、計画している自然環境創出区域も貴重種の移植を行う場合の受け皿のひとつと考えています。</p> <p>濁水流出防止については、土工事着手前に調整池を設置するとともに、必要な箇所仮設沈砂池を設置し対策を講じるものとします。</p> <p>棧橋設置箇所の海域への影響を軽減するため、海底の変質を最小とする杭基礎棧橋とします。また、杭の岩礁貫入も静的工法であるボーリング孔明け差込工法を採用し、潮の流れや魚道を大きく阻害する工法や海水を汚濁する工法は採用しません。併せて、土砂の船積み時の土砂飛散防止対策として、土砂の積載量に合わせてシップロダを上下させるシステムの採用と、棧橋周辺に汚濁防止膜を設置する計画としております。</p>
<p>< 公述意見 9 ></p> <p>環境影響評価の対象地域が限定されすぎている。諭鶴羽山系の生態系を考えた場合、その影響は計り知れない。特に動物の調査範囲が狭い。</p> <p>事業者は、事業計画を諭鶴羽山系周辺地域住民にも説明する責務がある。</p> <p>南淡町は南淡町民に対し、当事業計画について情報公開しているのか。</p> <p>町の上水供給計画に問題はないのか。本土導水ができたから問題がないというのではなく、本土側で取水制限がでてきたらどうなるのか。</p>	<p>環境影響評価の対象地域については、本準備書で設定している範囲は妥当な範囲と考えています。なお、計画区域は諭鶴羽山系の南西端に位置する大起伏丘陵地にありますが、計画区域の北東部では近接して主要地方道洲本南淡線が整備されているなど周辺の自然環境との間には一定の距離が確保されています。また、本事業においては事業区域の外周部に概ね幅 30m 以上の残置森林を配置するとともに、残置森林面積約 63.7ha、自然環境創出区域内残置森林面積約 10.7ha 及び同区域湿地保全区域約 1.4ha の合計 101.2ha(事業区域の約 57%)を現況保存し、造成森林等を合わせて約 112ha(事業区域の約 64%)の緑地を確保しております。造成森林については、現存植生を目標として早期に再生緑化に努めることから、同山系の生態系に及ぼす影響はないものと考えています。</p> <p>住民等に対する事業計画の周知については、『環境影響評価に関する条例』に基づき、日刊紙等により周知した後、環境影響評価概要書及び準備書</p>

公聴会の記録書(要旨)	事業者の見解
	<p>等の公告・縦覧、説明会の開催等を南淡町において行っております。また、提出された住民意見及び公聴会の意見に対しては、事業者としての見解を知事に提出することとなっています。</p> <p>町の上水供給計画との関連については、本事業の実施により発生する生活水の必要水量は210m³/日となっておりますが、南淡町の取水可能水量は細田池(大日川ダム)3500m³/日、淡路広域受水(牛内ダム及び本庄川ダム)3500m³/日、町内貯水池(長見池及び原田池)2350m³/日、町内深井戸(立川瀬1号、2号及び3号)1150m³/日の合計10500m³/日であり、南淡町の必要水量7000m³/日を考慮すると給水可能水量は3500m³/日となり、十分受給可能な水量と考えています。</p>